



**事業者変更の手続き (月単位)**

- 1 利用者による現在の事業者への中止の申し出
- 2 利用者又は指定特定等による市への配食事業者変更の申し出
- 3 市から希望事業者への配食依頼
- 4 新事業者による配食スケジュールの調整等

**利用廃止の手続き**

- 1 利用者による事業者への廃止の申し出
  - 2 利用者が指定特定等へ廃止届提出
  - 3 指定特定等から障がい福祉課へ提出
- ※利用者から市へ直接提出も可